

佐賀県告示第 247 号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 32 条第 1 項及び佐賀県家畜伝染病予防法施行細則（昭和 31 年佐賀県規則第 44 号）第 11 条の規定により、次のとおり家畜及び物品の移動等を制限する。

令和 5 年 11 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 移動を制限する区域における家畜の種類等

(1) 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 移動を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

別図のうち、円周アで囲まれた区域（移動を制限する区域の範囲を示す詳細図を佐賀県農林水産部畜産課及び杵藤農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(4) 移動を制限する期間

令和 5 年 11 月 25 日から当分の間

2 搬出を制限する区域における家畜の種類等

(1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 搬出を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

別図のうち、円周イで囲まれた区域のうち、円周アで囲まれた区域を除いた区域（搬出を制限する区域の範囲を示す詳細図を佐賀県農林水産部畜産課及び杵藤農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(4) 搬出を制限する期間

令和5年11月25日から当分の間

別図 家畜及び物品の移動等を制限する区域

